

令和5年12月19日

関係者のみなさまへ

ハウスプラス確認検査株式会社

### 確認検査業務に関する監督命令処分について

平素は格別のご高配を賜りまして厚くお礼申し上げます。

弊社が実施いたしました令和3年度の確認検査業務におきまして、令和5年12月19日に建築基準法第77条の30第1項に基づく監督命令の処分を受けましたのでご報告いたします。

関係者の皆様に多大なご迷惑、ご心配をお掛けしたことを心よりお詫び申し上げます。

この度の監督命令に従い、業務改善計画書を国土交通大臣に提出し厳正適格な確認検査業務の実施を徹底いたします。

なお、確認検査業務をはじめとして全ての業務につきまして通常通り実施させていただいております。

弊社は今回の監督命令を厳粛に受け止め、再発防止、信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上